

# キラリ! 新規採用 職員です!

7月号に引き続き、平成29年度新規採用職員に抱負や意気込みを語っていただきました。皆さまのご期待に添えられるようまい進してまいりますので、よろしくお願いいたします。



**総務課財政係**  
しのはら ゆういち  
**篠原 優一**

財政係に配属となり、主に起債の担当をしています。まだまだ周りの先輩方に助けてもらいながらの毎日ですが、早く一人前になり、市民の方の役に立てるように日々精進していきます。



**上下水道課下水道係**  
しまづき しずき  
**島崎 清之**

主に下水道について担当しています。新たなことを学ぶ日々が続く先輩方に助力を求めることも多々ありますが、一人の職員として市民の方々のお力になれるよう精進したいと思います。



**産業振興課施設係**  
やぐち ともひと  
**矢口 恵太**

産業振興課で主に漁港の管理について担当しています。先輩方に支えられながらの毎日ですが、早く仕事を覚えて、皆さまのお役に立てるよう努力します。



**市民保健課市民係**  
まきの りさ  
**麻由 鴻野**

市民係に配属となり、住民票や戸籍を扱う業務を担当しています。まだまだ勉強することがたくさんありますが、早く周囲の先輩方のようになれるように頑張ります。

## 下田再興日誌 (福井祐輔市長の活動報告)

7月3日(火)  
社会を明るくする運動  
街頭キャンペーン



6月後半〜7月前半の  
主な活動報告

- ・ 6月17日(土) あじさい彩る下田・金目鯛を食す旅、観光客お出迎え
- ・ 6月18日(日) 日露協会下田支部講演会
- ・ 6月23日(金) 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練
- ・ 6月27日(火) 西伊豆消防署竣工式 (西伊豆町)
- ・ 6月28日(水) 美しい伊豆創造センター総会 (伊豆市)
- ・ 7月3日(月) 夏期海岸対策協議会総会
- ・ 7月4日(火) 伊豆縦貫自動車道要路望活動 (名古屋市)
- ・ 7月7日(金) 県定例市長会議、県地域自殺対策トップセミナー (静岡市)
- ・ 7月10日(月) 市みなとまちゾーン活性化協議会

## 陸上自衛隊候補生のおしらせ



この春、下田市から3名が陸上自衛隊に入隊し、3か月に及ぶ前期の教育課程を、6月下旬に無事に修了しました。小林健太郎さんは、一般曹候補生として入隊し、前期教育を第1機甲教育隊(駒門)で過ごしました。



土屋茜音さん、井出真理子さんの2名は、自衛官候補生として入隊し、前期教育を女性自衛官教育隊(朝霞)で過ごし、教育終了後、2等陸士に任官しました。

前期教育では自衛官の基礎を学び、本人の希望や適性により職種が決まります。その後の3か月間の後期教育では、職種に応じた専門的知識や技術を学び、後期教育修了後に、各部隊に配属されることとなります。



現在時点での3人の職種と配属予定先は、小林さんが施設科、第1施設大隊(朝霞)、井出さんが普通科、第1普通科連隊(練馬)、土屋さんが需品科、第1後方支援連隊(練馬)となっております。配属予定の各科・各隊がどのような任務に就くかは、陸上自衛隊ホームページ等でご確認ください。これから先も、大変なことがあるかと思いますが、後期

### 自衛官候補生を募集します

教育で多くの知識や技術を身に付けて、立派な隊員となって、地域のために頑張ってください。

自衛官候補生とは、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念するための新しい採用制度です。

3か月の前期教育の後に、2等陸・海・空士(任期制自衛官)に任官します。

#### 応募資格

採用予定月の1日時点で18才から26才までの方  
受付期間 9月8日(金)まで  
試験日

男子 9月23日(土)、24日(日)、30日(土)、10月1日(日)  
女子 9月23日(土)、30日(土)  
※詳細についてはお問い合わせください。

また、航空学生、一般曹候補生についても募集をしています。詳しくは左記までお問い合わせください。

#### 問合せ先

自衛隊伊東地域事務所  
0557・37・9632  
防災安全課消防安全係  
(窓口⑩) ☎364145

### 助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

年金は老後のためだけじゃない  
障害年金についても

現役世代でも病気やけがなどで障害が残り、生活を営むことや労働することに重い支障が生じたときには、「障害年金」が支給される場合があります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日(最初に診療を受けた日)に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります。

次の条件を全て満たしているときは、障害年金を受給できます。  
◎20歳で年金制度に加入しているときや、20歳前または60〜65歳の間に、障害の原因になった病気やけがの初診日がある。  
◎障害の原因になった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日(※)または20歳に達したときに、障害年

金の等級の1級または2級の状態になっている(障害者手帳の等級とは異なります)。  
※障害認定日とは

障害の程度を定める日であり、その障害の原因になった病気やけがの初診日から1年6か月が経過した日(または1年6か月以内)にその病気やけがの症状が変わらなくなった場合はその日)となります。  
◇初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日のある月の前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。よくある質問  
Q 通院を始めてから国民年金を納付しても、障害基礎年金は受けられますか?  
A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態を確認します。「もしも」のときのために、国民年金の納付をおきましょう。

#### 問合せ先

市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎23922